

令和 6 年第 3 回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 3 月 26 日（火）午後 1 時 36 分から 2 時 54 分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（14人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
会長職務代理者	3 番	樋口 なぎさ
	4 番	西岡 秀輝
	5 番	川島 一義
	6 番	栗山 浩和
	7 番	野村 勉
	8 番	有澤 節子
	9 番	福本 隆憲
	10 番	公文 啓子
	11 番	千光士伊勢男
	12 番	小松 昭則
	13 番	小松 豊喜
	14 番	小松 昌平

4. 欠席農業委員 なし

5. 出席農地利用最適化推進委員（7人）

川北	中平	秀一
東川	有澤	光喜
土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	小松	幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について

本日、机の上に議案書の訂正について配らせていただいた点について確認していただきたいと思います。

まず、一つ目。目次、議案書の裏面、議案第7号のところ、「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」とありますが、正しくは「令和6年度」の誤りです。

「5」を「6」に訂正をお願いします。

次、23ページをお開きください。

表の上に、「議案第8号非農地証明願について」とありますが、正しくは「議案第6号」ですので、「8」を「6」に訂正をお願いします。

続きまして、27ページ。

「議案第9号」とありますが、「議案第7号」です。

「9」を「7」に訂正をお願いします。

それと、もう一箇所。左側の「2最適化活動の目標」の(2)が(1)と同じになっています。正しくは「活動強化月間の設定目標」ですので、訂正をお願いします。

以上、議案書に誤りがあり、申し訳ありませんでした。

それでは、議案書の説明に移ります。

議案書は、1ページをお開きください。

「報告第1号、農地法第3条の3届出について」です。

今回は、9件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり西浜の7筆で、面積は全部で1,730㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の15筆で、面積は9,027㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の2筆で、面積は全部で141㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

続きまして、「報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします

事務局（北村）

「報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告について」説明いたします。

議案書は、6ページからです。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで赤野の1筆です。地目は田で、面積は631㎡です。

当初は、令和5年7月1日から3年間の賃借権が設定されていましたが、借り手の方が死亡したため、相続人と賃貸人の双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

次に、届出番号2番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで僧津の1筆です。地目は田で、面積は1,127㎡です。

当初は、令和4年12月1日から3年間の賃借権が設定されていましたが、農地の売買のため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

次に、届出番号3番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで入河内の4筆です。登記地目は田と畑で、面積は596㎡です。

当初は、令和4年2月1日から3年間の賃借権が設定されていましたが、借主を変更するため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

次に、届出番号4番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで入河内の1筆です。登記地目は畑で、面積は376㎡です。

当初は、令和4年2月1日から3年間の賃借権が設定されていましたが、借主を変更するため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

次に、届出番号5番から7番、届出番号8番から11番は、賃借人がそれぞれ3名の地権者に対して、現在は二者間で利用権を設定していますが、高知県農業公社を仲介した三者間で利用権を設定するため、一旦双方の合意により解約するものです。

それでは、届出番号5番から7番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載ど

事務局（北村）

「議案第3号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は11ページです。

今回は、1件の申請が出ています。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり僧津の1筆で、現況地目は田で、面積は1,127㎡です。

売買による所有権移転の申請で、水稻の作付けを予定しています。

所在地につきましては、12ページに地図がございます。

天神坊橋の北西にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナス、水稻等を栽培しています。今回の申請地は、水稻の作付けを予定しています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間350日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の作付けが予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを

してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,129㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は3年間で、賃借料は、10アール当たり米1俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページに地図がございます。

J Aの北支所の南西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、

申請番号1番は、内川昭二委員、黒岩榮之委員に、申請番号2番は、福本隆憲委員、入交大輔委員に、確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告は、申請番号1番は私が行います。

申請番号2番は、入交大輔委員、お願いします。

1 番内川委員

申請番号1番です。黒岩さんと事務局とで確認してきました。説明のとおり間違いありません。

入交推進委員

2番です。3月12日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないので、採決いたします。

申請番号1番及び2番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、申請番号1番及び2番については、原案どおり決定いたしました。

次に、申請番号3番については、福本隆憲委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

(福本委員 退席)

それでは、事務局が説明いたします。

法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番と6番は、隣接する農地になりますので、一緒に説明します。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり入河内の農地4筆と1筆で、現況地目は樹園地で、面積は596㎡と376㎡です。

ユズを栽培しており、貸借期間は10年間で、賃借料は、両方を合わせて25,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページに地図がございます。

東川小中学校の北と東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号4番は、大久保暢夫委員、西岡大作委員に、申請番号5番と6番は、有澤節子委員、有澤光喜委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号4番は西岡大作委員、申請番号5番及び6番は有澤光喜委員、お願いします。

西岡大作推進委員 申請番号4番です。3月13日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

有澤光喜推進委員 申請番号5番と6番です。有澤節子委員と現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 別にないので、採決いたします。

申請番号4番から6番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、申請番号4番から6番については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」を議題とし、事務局が説明します

定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

写真の方、角度が取れなかったので、全体が写っていない形です。手前の作業スペースがあり、その後にハウスがあるという通常の形なのですが、全体は入りませんでした。すいません。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

天神坊橋の北西にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、いずれも福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議 長
入交推進委員

現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。

3月12日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」は、申請どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第6号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井） 「議案第6号、非農地証明願について」を説明いたします。

議案書は23ページです。

今回は、2件の申請がでております。

それでは、申請番号1番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は6筆合計で1,247㎡となっております。

所在地の地図は24ページに掲載しております。

土居・春日玉造集会所の北側、現在はまつうら内科消化器

事務局（北村） 『議案第7号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について』、ご説明いたします。

議案書は、26と27ページになります。

最適化活動の目標の設定等については、令和4年2月に農林水産省から通知があり、令和4年度から、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、県知事に報告するとされております。

それでは、内容を説明いたします。

26ページの左側の表をご覧ください。

1. 農業委員会の状況です。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の人数は、記載のとおりです。

次に、農家・農地等の概要は、農家数や従事者数、認定農業者、耕地面積などの数値について、国の統計調査や市の集計に基づいた数字を入れております。

次に右側の表をご覧ください。

2. 最適化活動の目標です。

まず、（1）農地の集積です。

全体の農地面積に対する、認定農業者などの担い手への農地の利用集約の現在の比率は「66.3%」となっております。

令和2年に安芸市農業委員会が策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」では、その当時「57%」でしたので、それと比較しますと約9%の増となっております。

全体の農地面積が少しずつ減少し、一方で担い手への集積面積が少しずつ増えた関係で、数値が増えております。

今年度末の数値は、微増の「67.1%」としました。

なお、高知県全体の目標値は、安芸市の数値を下回っておりますが、令和13年におおむね「58%」となっております。

次に、（2）の遊休農地の解消です。

現状の1号遊休農地が、「20ヘクタール」になっております。そのうち「5分の1の解消」が目標となりますので「4ヘクタール」となります。

次に、（3）の新規参入の促進です。

現状での3か年の新規参入者は、「5名から11名」となっています。

一方で、権利移動面積は過去3か年の平均が「おおむね24ヘクタール」となっています。

このうち、1割の「2.4ヘクタール」が新規参入者への貸付け等の目標値となります。

次に、その下、2の最適化の活動目標です。

まず、（1）の推進委員等が最適化活動を行う日数目標で

最適化に関する指針」の改正について」を議題とし、事務局が説明します

事務局（北村） 「議案第8号 安芸市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の改正について」、説明いたします。

議案書は、28 ページと、別紙でタイトルを赤いマーカーで塗った指針（案）をご準備ください。

それでは、説明いたします。

「農地等の利用の最適化に関する指針」については、農業委員会等に関する法律第7条において、農業委員会は「農地等の利用の最適化に関する指針」を定めなければならないとされており、その指針には、農地等の利用の最適化に関する目標、推進の方法、目標の達成状況の評価の方法を含むものとされています。

現在の指針は、「令和6年3月」が目標とされているため、農業委員と農地利用最適化推進委員の改選時期、「令和8年3月」と長期的な目標として10年後、「令和15年3月」の農地の状況等を示すものに改めるものです。

なお、今回の見直しは、全国農業会議所が参考例を示しており、それを参考として作成しました。

タイトルの部分を赤のマーカーで塗っています、議案第8号、別紙資料の安芸市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」（案）をご覧ください。

1 ページは、基本的な考え方を書いています。

2 段落目のところに、安芸市の主な作物をあげております。平坦地は、施設園芸と水稻、中山間地域ではユズなど、地域の実態応じた取り組みを進めていく必要があるとしています。

次の段落では、中山間地域で遊休農地の発生防止を、その次の段落では、今後施設園芸と稲作を合わせて営んでいる農家が減少していくことが見込まれることから、稲作を営んでいる農地を引き続き耕作していくために、地域で担い手などに集約していくことに取り組んでいく必要があるとしました。

2 ページをお開きください。

ここからは、具体的な目標と推進方法などを記載しています。

1 つ目は、「遊休農地の発生防止・解消について」です。

表の方をご覧ください。

現在のところ、令和5年3月では、約18ヘクタールの遊休農地があります。

目標としては、その発生を防止して増やさない、また難しいと思いますが、少し減少できるよう取り組んでいこうという意味から、それを少し下回る数値を入れ、遊休農地の割

んですが、あえて目標としました。

11番千光士委員

農業人口を増やす対策は、農業振興で必要やが、同時に人口対策もしていけないかん。ただ、農業やる人だけ増やしてもいかんと思う。後継者を増やす取組が必要やと思う。

事務局（北村）

仰られているとおりと。人口が減っていくと、市の活力が下がっていくこととなりますので。当然、そこも取り組んでいかないといけないことだと思っています。

皆さんのお知恵も貸していただければと思っています。

（他に質問、意見等 なし）

議長

他にないようですので、採決いたします。

「議案第8号、安芸市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の改正について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

全員賛成です。

よって、「議案第8号、安芸市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の改正について」は、原案どおり決定いたしました。

なお、公表までの間に訂正が必要になった場合、内容が軽微なものについては訂正の確認を会長の私に一任いただき、後日委員会に報告する形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、「報告第9号、賃貸借設定の賃借料水準の公表について」を議題とし、事務局が説明します

事務局（北村）

「報告第9号、賃貸借設定の賃借料水準の公表について」説明いたします。

議案書は、29ページです。

農地法52条の規定により、令和6年1月1日時点で賃貸借設定がされている農地の賃借料の平均値を公表するものです。

賃借料について、米換算で設定されているものは、米1俵を農協が公表している価格11,100円として計算しています。特殊な事情で契約した者は平均より除いています。

水稻、ナス以外は件数も少なく、ほとんど差異が無いため、市全体で一本化しています。水稻の穴内は件数が1件しかないため、赤野と合わせています。

今回報告したものは、広報安芸の5月号に掲載する予定です。また、ホームページでも公開を予定しています。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和6年4月25日

安芸市農業委員会
会長

内川 昭二

会議録署名委員

栗山 浩和

会議録署名委員

野村 勉